

「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の策定方針(案)、骨子(案)」に関する意見等の概要と市の考え方

平成29年2月10日
保健福祉局地域福祉課

区分等	ご意見・ご質問など(要旨)	本市の考え方	策定方針(案)・骨子(案)への反映
1. 地域福祉の担い手に関する事(地域組織(地域運営委員会、町内自治会、社協地区部会)について)			
1	分科会 社会福祉協議会地区部会(社協地区部会)は概ね中学校区をエリアとするのに対して、地域運営委員会は小学校区・中学校区のいずれも可能としており、地域割りが異なる。計画策定を担い推進する社協地区部会としては、地域運営委員会から数多くの提案や要望が出てきた場合には、どのように対処すべきか。	<p>《地域運営委員会について》 地域運営委員会は、第3期計画の策定時(平成26年度)に始まった市の重要施策であり、市民局が中心となって進めています。</p> <p>現在、地域運営委員会の設置は11地区で、設置済の委員会においても、構成団体間の情報共有等という役割にとどまってはいるものの、第4期計画では地域での合意による選択肢のひとつとして計画策定に関与できる可能性があると考え、策定方針「2 計画策定の流れ」に記載しました。</p> <p>現時点において、地域運営委員会が第4期計画の策定主体となることは難しい状況ですが、地域の実情により、計画策定の過程で地域での取組みについての情報共有や調整等の役割を果たし得るものとして整理しました。 今後も、地域運営委員会との役割・機能分担などについては、引き続き検討していきます。</p>	<p>地域運営委員会について、策定方針(案)「2 計画策定の流れ」の中で、社協地区部会と情報共有などの連携を図るという記載に改めました。</p>
2	分科会 地域運営委員会という組織は指示・命令をする立場にはないため、構成団体等に依頼をすることしかできず、計画推進の確実性が乏しい。社協地区部会に「できません」と言われれば、何もすることができない。		
3	分科会 地域運営委員会の広がり十分ではない中であって、担い手に地域運営委員会を想定するのは屋上屋を架すようなものであって、地域に混乱を生むのではないか。		
4	意見書 地域運営委員会が社協地区部会の役割を担い、重点取組項目の設定ができるようにするなど、地域の選択制を拡充するとあるが、現状では難しいと思える。地域運営委員会が普及しない原因を、もう少し調査すべきではないか。立ち上がっている12の地域運営委員会を見ても、構成団体間の情報共有くらの効果しか出ていないのではないか。		
5	分科会 地域運営委員会のあり方や、地域全体で考え資金とマンパワーを投入するという趣旨そのものは、良いことである。しかしながら、地域運営委員会の構成団体に社協地区部会が入ってはいるものの、地区部会の予算が地域運営委員会交付金に統合されていないため、地域運営委員会として、福祉課題の検討や活動が実践しにくい状況がある。地域運営委員会の運用方法を整理していくことが必要と考える。 (地域運営委員会を地域福祉計画の推進の担い手に位置付けるに当たっては)そのような地域運営委員会の実情を、理解・把握したうえで進めるべき。		
6	分科会 (地域により様々ではあると思うが)社協地区部会や地域運営委員会には、活動する方々(実行部隊)がおらず、実際に活動するのは町内自治会である。広域的に行うイベントや会議などは社協地区部会や地域運営委員会で行うことができるが、身近な地域で行われる見守り支援や生活支援などは、町内自治会が行うのが実情である。そういったところも、留意・認識してほしい。	<p>《町内自治会について》 ご意見のとおり、地域福祉の推進にあたっては、社協地区部会と町内自治会との連携が極めて重要です。</p> <p>第4期計画の策定においては、千葉市町内自治会連絡協議会(連協)、千葉市民生委員児童委員協議会(民児協)等に対し、計画策定のための協力依頼を行うほか、庁内関係部局(市民局及び区地域振興課)との協議を深め、社協地区部会と町内自治会のさらなる連携が進むように努めます。</p>	<p>策定方針(案)の中では、「1 策定方針」の中で「社協地区部会と町内自治会とのさらなる連携」と明記するとともに、「2 計画策定の流れ」「4 計画のイメージ」の中でも、表現を強めました。</p>
7	意見書 地域で安全・安心に暮らすための共助の担い手の最小単位「町内自治会・その他の団体」が、その課題の必要性を認識し、受け持つことが地域福祉の基盤として重要であり、町内自治会・その他の団体を育てることが重要と考える。 社協地区部会と町内自治会では、取り組む内容が多少異なることを認識し、社協地区部会は町内自治会に対して、支え合い・助け合いの組織づくりを推進し、地域福祉活動の地域資源に育て上げることが重要である。体制・組織づくりは町内自治会が、体制づくりのアドバイスなどの啓発部分は社協地区部会が担当するなど役割分担が必要であると考える。 社協地区部会は、町内自治会などへの絶え間ざる啓発活動を行うことが、重要な役割であると考える。		
8	分科会 地域福祉の担い手として、当初はNPOなどいろいろな団体に期待していたが、現実にはそれができないので、第2期以降は社協地区部会を主な担い手に位置付ける方向で推移し、第3期計画においては社協地区部会が当該エリアの重点取組項目を設定し、区計画推進の地域の中核としての役割を担うとされた。 第4期計画策定方針(案)では、主な担い手がよく分からない内容になっているが、担い手を変えようとしているのか。	<p>《社協地区部会について》 第4期計画においても、地域福祉計画の推進においては、概ね中学校区単位に組織された社協地区部会が主な担い手として適任であると考えています。引き続き社協地区部会が地域の中核としての役割を担い、区計画の取組みを推進します。</p>	<p>第3期計画同様に、社協地区部会が主な担い手と読み取れるよう、策定方針(案)「2 計画策定の流れ」の中で記載を改めました。</p>
9	分科会 地域福祉の担い手として社協地区部会に期待し、主体を置くことは理解できるが、社協地区部会はマンパワーや活動資金面などにおいて限界にきていると感じられる。 こうした第3期計画までの課題・評価を踏まえ、対応策を議論したうえで、第4期計画に反映させていくべき。	<p>《市社協等について》 第3期計画での評価については、平成27・28年度の推進状況や、現在各区に依頼している、社協地区部会での全ての取組項目に関する実施状況調査の結果などを踏まえ、第4期計画の内容に反映させていきます。</p>	<p>骨子(案)「第1章 2 地域福祉計画の位置付けと他計画との関係」「第8章 1 計画の推進体制」において、市社協との関係、連携について追記しました。</p>
10	分科会 地域福祉計画に位置付けられているような取組みを地域で実践していくと、多くの人が割かれてマンパワーが不足し、次の一歩を踏み出すことができない。市の補助制度であっても、地域では手を挙げるできない状況である。 こうした現状や第3期計画の反省を踏まえて、次期第4期計画策定においては、どのように補い、支援できるかということを考えていくべき。 千葉市社会福祉協議会(市社協)、社協区事務所は、地域福祉計画の推進に積極的に取り組み、また、ある程度責任を持って進めるぐらいの気概を持つことが必要で、計画にも位置づけていくべき。	<p>本市の地域福祉推進にとって、市社協は極めて重要な役割を担い、その活動にも多大な期待が寄せられていることを計画の中でも明記します。</p> <p>市社協とともに、社協地区部会での人材不足を軽減できるよう、NPOやボランティア等の活用について検討します。</p>	

区分等	ご意見・ご質問など(要旨)	本市の考え方	策定方針(案)・骨子(案)への反映
2. 次期計画の内容に関すること			
11	分科会 地域福祉活動を行っていただける方々を支援する立場の者、市社協やあんしんケアセンターの職員などが適切に相談に応じることができるよう、人材の育成が必要である。 計画書の中では、地域住民向けの人材確保やボランティア活動の促進などは位置づけているが、地域福祉を進める専門職の育成・配置を盛り込んでいく必要があるのではないか。	《コミュニティソーシャルワーカー(CSW)等の専門職について》 ご提案のとおり、コミュニティソーシャルワーカーなどの専門職の育成・配置について、計画に盛り込む方向で検討しています。	骨子(案)「第6章 市の取組み(公助の取組み)」に追記しました。
12	分科会 地域福祉は、多方面にやらなくてはならない事がたくさんあるように思うので、周りに手を貸してくれるように依頼する方、調整役が必要であり、次期計画において位置付けていくことが必要であると思う。 コミュニティソーシャルワーカー・調整役について、計画の中で公助に位置づけ、注力して配置を進めていくようにすると良い。		
13	分科会 日常生活圏域の中で支え合いに取り組む地域包括ケアシステムが、次期第4期計画において、非常に重要な課題である。 このシステムを地域の中でしっかりとつくっていくことが必要であり、特に公助の部分でつくる必要がある。	《地域包括ケアシステムについて》 ご提案のとおり、認知症サポート養成講座、認知症介護交流会など、地域包括ケアシステムについて、具体例を計画に盛り込む方向で検討しています。	骨子(案)「第6章 市の取組み(公助の取組み)」に追記しました。
14	分科会 地域包括ケアシステムを構築するとは言っても、地域の共助では、見守り活動、支え合い活動、健康づくり、認知症対策ぐらいしかないのではないか。その他は、在宅介護や在宅医療などの公助であり、そのあたりをどう進めるかだと思うので、こうしたものを第4期計画に入れていくことになるのかと思う。 認知症対策については、地域では何をしたら良いのかが分からないので、地域でどういうことをすればよいのかを分かるように説明してほしい。		
15	分科会 地域福祉計画の中に、子ども分野、子どもの貧困対策などを組み込んでいく必要があるように思う。	《子ども分野について》 ご提案のとおり、現在、こども未来局で取組んでいる「(仮称)こども未来応援プラン(こどもの貧困対策推進計画)」などの子ども分野についても、市の事業・施策、公助として計画に盛り込む方向で検討しています。	骨子(案)「第6章 市の取組み(公助の取組み)」に追記しました。
16	分科会 地域福祉の推進は、町内自治会を中心軸に地域住民・団体が主体となり行っていただくもの。社会福祉法人・社会福祉施設も、地域に存在するという意味で、同じ座標軸にあると思う。いわゆる手間暇がかかる、人手がかかる、やりにくいことがあれば、協力していきたい。 社会福祉法が改正され、社会福祉法人・社会福祉事業者に地域貢献・社会貢献が求められ、千葉市老人福祉施設協議会としても課題と考えているので、同会会員の力を有意義に使ってほしい。	《社会福祉法人の地域貢献について》 ご提案のとおり、計画に盛り込む方向で検討しています。	骨子(案)「第4章 先駆的な取組事例」において、社会福祉事業者等の取組み等を記載していく予定です。
3. 次期計画の策定方法等に関すること			
17	分科会 重点取組項目の選定は社協地区部会に任されているが、そうするとやりやすいものばかりが選定され、見守り活動や住民の支え合い活動、認知症対策などは選定されず、実践されない。次期の第4期計画では、どのように対応(是正)するのか。	《重点取組項目について》 重点取組項目の選定は、各地区部会において選択するものですが、地域と連携が図れるよう、連協、民児協等に選定作業について協力依頼をするともに、社協区事務所等が助言をしながら、大きな偏りが出ないように働きかけに努めます。 また、地域にとって本当に必要な取組みが選択されるよう、庁内部局と連携し、活用可能な事業(補助金等制度)の情報提供等にも努めます。 なお、各区支え合いのまち推進協議会(区推進協)において、区に共通の重点項目を設定することも可能としています。	
18	分科会 中央区では、区の計画、重点取組項目を推進するに当たって、区の地域活性化事業等と連携し、多くの社協地区部会に取り組みを広げた。第4期計画においては、本当にやらなくてはならない事業を各区地域活性化事業等と連携させて進めていくことなどを検討してみてもどうか。	ご指摘のとおり、評価結果を意識しすぎ、評価を見据えて重点取組項目を選択することがないよう、選定においては社協地区部会の作業がスムーズに進むよう支援し、様式の統一化を図るなど、可能な限り地域に促していきます。	—
19	分科会 達成状況に着目しすぎると、評価結果を意識して重点項目を設定してしまうこととなり、評価することが重点項目の設定のうで妨げになることがあるのではないかと。市民参加を得ながら、見守っていく・支えていくことを広げていくことが必要である。		
20	分科会 第3期計画では、共助が9つの「取組みテーマ」に分類されているが、第4期計画策定時には分類を再検討し、その際には小項目を示すなどして、分類が幅広くしやすいようにしてほしい。	《テーマ分類について》 現在実施中の「取組項目の実施状況調査」等の結果を踏まえ、地域の取組状況を把握したうえで、幅広い共助の取組みが選択されるような、(現行の9分類には拘らない)再分類を行うと考えています。	骨子(案)「第7章」の中で「テーマ①～⑨」に限らず再検討」と追記しました。
21	分科会 地域福祉計画は、行政内部の様々な諸施策が総合化された、計画の中の計画といえる非常に難しい計画であるので、それぞれの施策を把握しながら展開してほしい。暮らし・まちづくりにおいても住宅部門が関連しているなど、また、区レベルに下りてきたときに区としてどういう施策ができるのかなど、行政内部においても諸施策と整合性を図り、協調して取り組んでほしい。 町内自治会、社協地区部会、ボランティアなどの諸施策との整合性を図ってほしい。	《庁内連携について》 ご提案のとおりであり、引き続き市民局市民自治推進課をはじめ、庁内部局関係各課との調整など、さらなる連携に努めてまいります。	
22	分科会 地域包括ケアシステムをどのように構築していくのが課題と考えるが、資料においては位置づけが曖昧で、関連性が見えてこない。 資料においては、地域運営委員会などの文言は入っているが、市民自治推進課などの関連部署が、この分科会の事務局メンバーに入っていない。市・区全体としては重要な課題であると思われるので、きちんと内部で調整してほしい。		
23	分科会 計画策定の手順・過程について確認したい。市の計画に基づいて区の計画が構築されるとすると、区推進協においては、何を協議・検討するのか。	《スケジュールについて》 市計画と区計画は並列するもので、策定においても並行して進めていきます。 区推進協においては、社協地区部会からエリア内の実施状況の報告を受けて区計画の推進状況をまとめ、成果や課題を検証し、それらを踏まえて協議・検討いただき、次期第4期計画を策定します。	策定方針(案)「3 スケジュール」の記載において、区と市の取組みを具体的に追記しました。